

ネット法(仮称)導入の必要性について

ー 「世界最先端」の「権利者の実質的保護」と「コンテンツの流通促進」に向けた法制度整備の一試論 ー

西村あさひ法律事務所 メンバー・パートナー弁護士/ニューヨーク州弁護士
一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授
デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム事務局長

岩 倉 正 和

2008年6月25日

於 デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会(第4回会合)

I. 新しい法制度の導入の必要性

1. デジタル・コンテンツの法的位置づけ:

著作権、著作隣接権、人格権、パブリシティ権など数多くの権利が重畳的に存在(現行法上、権利集中が進んでいない)。

→ 全ての権利者から利用の同意を得られる保証はなく、仮に得られるとしても権利処理にかかる手間を考えると割に合わないという、デジタル/ネット時代における不備にどう対処するか。

→ 「貴重なデジタル・コンテンツの多くが利用されずに死蔵されている。」(経済財政諮問会議(平成19年第4回)における有識者議員提出資料) = 誰の目にも触れず、結局は権利者に還元もされない。

2. 海賊版(不正使用)問題の背景:

ユーザーにはコンテンツを見たいニーズがあるのに、適法に、適正価格で入手ができないことによりかえって増長している。

→ 権利者保護のために取り締まりの強化等の他、消費者のニーズを満たすことも実務的には非常に重要。

→ 法整備により、権利者への還元、再創造につながり、次世代のクリエイターの育成ひいては我が国のコンテンツ産業の発展に資する方向とすべき。

3. 民間の取組み(契約ルールの形成等)について:

(もちろんこれまでの諸努力は高く評価すべきだが)各権利者の二次利用への考え方は異なる上、強制力がないことから、権利処理の負担は解消されず、解決策として常に十分とはいえない。

→ デジタル・コンテンツの流通促進策について各国がしのぎを削っている中、我が国のみが取り残されてしまうという現状に喫緊に対処するには、デジタル・コンテンツのネット上の流通に限定した特別立法の早期制定とそれに基づく制度化が必要かつベストである。

Ⅱ. 新しい法制度設計のためのポイント

1. ①権利者の権利を十分にリスペクトして「実質的」な保護を実現すると共に、②ユーザーのニーズを満たし、ひいては③コンテンツ産業を発展させ、我が国経済の競争力を強化。
 - (1) インターネットの特性(=必ず利用の記録が残る)を用いて、利用に対して必ず課金し、権利者に収益を配分することが重要。デジタル/ネット時代には、包括契約的処理は不適切に。
 - (2) ユーザーによる視聴のみならず、1億総クリエイター時代に適うようにすること。
 - (3) コンテンツ製作者側だけでなく、配信側及びハードウェア側の発展も実現できるようにすること。
2. 収益の適正な配分のために、
 - (1) 音楽著作権に関するJASRACの役割・歴史に学び、かつ、市場(競争)メカニズムを導入。
 - (2) (利用)できるかどうか分からないという状況ではなく、一定の場合には必ず利用できるという前提条件の転換による現実的な(配分率等の)協議の実現。
 - (3) 新JASRAC(類似)機関には、これまでの権利者及び団体の経験・英知を導入することも重要。
3. 最新のインターネット技術の導入による現実化
 - (1) 各コンテンツの登録・認証
 - (2) (不正も含めて)ネット上の利用の必ず補足し課金、そして確実な収益の配分(還元)
 - (3) 「1 Copy = 1 Payment(1回利用したら必ず1回対価を払う)」の実現化

Ⅲ. ネット法(仮称)の要点と補足(詳細は『提言』を御参照)

①権利者には正当な対価が必ず入り、②ユーザーは適法にコンテンツを利用し、③ビジネス界はコンテンツ・ビジネスを適法に、かつ、莫大な権利処理コストによって阻害されることなく行う仕組みとしてのネット法

1. ネット(許諾)権(=ネット許諾義務)の創設

- ・ ネット権者の権益を単に守り強化するものではない。→同時に、ネット権者は下記2. の「法的な」義務を負う。また、ネット権者以外の者も、ネット権者から「許諾」を得て利用できるし、ネット権者による恣意的な許諾拒否等は許されない。
- ・ 権利者の権利を実質的に守るためのものである→(経済的「収益の配分」のみならず)権利者の名誉・評判等を害する場合等には、権利者は異議を述べられる。

2. 収益の公正な配分の「法的」義務化

- ・ 海賊版(不正使用)から「適法利用」への乗り換え促進→一回当りの利用料は合理的に対価を設定することが必要。
- ・ 「コンテンツの使用に応じて」、実演家等の権利者に収益を適切に配分→権利者の創作へのインセンティブとなり次世代の若いクリエイターの育成につながるし、ネットビジネスが爆発的に伸びれば権利者にとっても多大な収益に結びつく。
- ・ 「ネット権者」は、かかる義務を果たせる者であれば、必ずしも狭く限定する必要はないと思料。

3. フェア・ユースの規定化

- ・ インターネット、デジタル・コンテンツは技術的進歩が極めて早い。
- 法改正は数年単位で時間がかかることから、権利制限の限定列挙では、柔軟な対応ができないおそれ。
- 権利制限規定は従来かなり厳格に解釈されてきたことから、少なくともネット法の対象領域においては、「幅広い」フェア・ユース規定が必要。

【はじめに】

民間研究団体、デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム（代表八田達夫・政策研究大学院大学学長）は映像、音声等コンテンツのインターネット上の流通を促すため、特別立法の整備が急務と考え、以下に記す特別法「ネット法」（仮称）の骨子をまとめた。同法は、コンテンツのユーザー、クリエイター、ビジネスの関係者すべてが Win-Win の関係となり、世界最先端のコンテンツ大国を目指すとの政府方針（「知的財産推進計画 2007」等）実現への起爆剤となるものと考えている。コンテンツ大国実現に熱意を傾ける立法、行政、業界関係者等の理解と支援を通じたネット法の早急な成立に向け、その骨子を公表する。

2008 年 3 月

I 現在の課題と特別法の必要性

1 デジタル・コンテンツ配信サービスが日本で普及しない要因

(1) 権利処理作業の負担（最大の問題）

- ① 現行法の下では、例えば過去に制作された映画やテレビ番組をインターネット等で配信しようとする場合には、そのコンテンツに関わる全ての著作権者・著作隣接権者から、複製権、公衆送信権ないし送信可能化権、更に著作者人格権・実演家人格権等の諸権利の全てについて許諾を得ることが原則として必要となる。この権利処理作業は非常に煩雑で、費用もかさむばかりでなく、相続等により権利者が不明となっている場合や権利者が合理的な理由なく拒否する場合等も考えられ、権利者全員から許諾が得られるという保証は全くない。
- ② 公道でドラマやドキュメンタリーの撮影をした際等に、歩行者等の一般人が、風景の一部として画面の背景に写り込んでしまった場合の肖像権等の取扱いが現行法上不明瞭である（いわゆる写り込み問題）。同様の問題は、他人が商標権や意匠権、キャラクター権を有するものについても該当し得る。

(2) 違法コピー等不正使用行為への対策が不十分であること

デジタル・コンテンツの海賊版の制作や技術的保護手段の回避行為といった不正使用の取り締まりが徹底していないため、不正使用行為へのおそれが、権利者の許諾自粛やデジタル・コンテンツの流通ビジネスに対する企業の積極的な参入を阻んでいる。

2 特別法の必要性

なぜ、著作権法の改正ではなく、ネット法という特別法による解決が必要なのか？

理由①： 現行著作権法の対象には、専らインターネット上を流通するデジタル・コンテンツのみならず、出版物や CD のような伝統的な流通形態によって流通する（文化的）著作物も含まれている。

- ・同じ著作権法の中で、伝統的な著作物とデジタル・コンテンツとを別々のカテゴリーとすることは、法技術的には可能であっても、実務的には大きな困難が伴うし、分かりにくい法律になってしまう。

- ・長年にわたり現行著作権法の体系の下で構築されてきた権利関係や実務に混乱を招いてしまう懸念がある。

理由②： 写り込み問題で問題となる権利には、肖像権、商標権、意匠権、パブリシティ権等が含まれることから、著作権法の改正だけでは対応が困難である。



そこで、インターネット上のデジタル・コンテンツの流通の面のみに関する**包括的かつ横断的**な、つまり著作権法に関する問題処理のみには限られない法制度として、従前認められてきた権利との合理的な調和を図りつつも、デジタル・コンテンツの**経済財**としての特質を十分に考慮した法整備が喫緊に求められる。

II ネット法の骨子

1 ネット法の適用範囲・概要

(1) ネット法の適用範囲

同法の適用範囲はインターネット上でのデジタル・コンテンツの流通に**限定する**。また、ネット法の適用範囲において、同法は、（著作権法だけでなく）関係するその他の法律の特別法として立法することにより、その他の法律関係（インターネットによらない著作物等の流通のような既存の伝統的な著作物の取扱い等）には何ら影響が及ばないものとする。これに対して、ネット法が適用される場合、すなわち同法の適用されるデジタル・コンテンツのネットワーク上の流通には、著作権法その他の法律の適用は排除されることになる。

(2) ネット法の3本柱

ネット法の立法化にあたっては、以下の3項目をその中核とする。

- ① 「ネット権」の創設
- ② 収益の公正な配分の義務化
- ③ フェア・ユースの規定化

ネット法は①特定の者にインターネット上での一定のデジタル・コンテンツの流通に関する権利（以下「ネット権」という。）を付与し、②その代わりに、当該権利を与えられた一定の者にデジタル・コンテンツの流通による収益の公正な配分を法律上、義務づけること、及び、③権利の濫用的な主張の恐れにより、コンテンツ流通が阻害されないようフェア・ユースの規定を明記する。

2 「ネット権」の創設

(1) ネット権の付与者の限定

デジタル・コンテンツの使用につき、権利者を含む関係者間において収益の公正な配分を行うにあたっては、収益を配分すべき者の特定、収益の配分比率の策定、決済システムの整備等、使用するデジタル・コンテンツに応じて行う必要のある準備行為が多く存在する。

このような準備行為を含む収益の公正な配分は、如何なる者でも容易に実現できるものではないと考えられる。そのため、もし全ての者にインターネット上でのデジタル・コンテンツの流通に関する権利を付与するならば、収益の公正な配分によりコンテンツ創造者の経済的利益を保護するというネット法の立法趣旨が実現できないおそれが強い。

そこで、ネット法においては、上記のような収益の公正な配分を行う能力を有すると考えられる者のみに、インターネット上のデジタル・コンテンツの流通に関する権利を付与するものとする。これにより、ネット権者は、ビジネス上必要な範囲内で利用許諾を経ていれば、前述の重い権利処理作業の負担なくして、インターネット上でさえあれば、自ら権利を有するデジタル・コンテンツを使用することができることとする。

(2) ネット権の対象コンテンツについて

インターネット上で使用されるデジタル・コンテンツとしては、映画、テレビ番組、音楽、写真、ゲームソフト、プログラム、データベース等、多様なものが考えられる。もっとも、このような分類が困難なデジタル・コンテンツも存在し、また、今後更に新しい類型が多く登場することも予想される。そこで、さしあたり、既存のコンテンツのインターネット上での二次利用を促進する観点から、ネット法の対象となるデジタル・コンテンツは、現行の著作権法制度の仕組みから余りに乖離しないように、映像、音声等とする。

これらのデジタル・コンテンツについては、収益の公正な配分を行う能力という観点から、①映画については映画製作者、②放送については放送事業者、③音楽についてはレコード製作者（これらの概念の定義に

については、更に要検討)を「ネット権者」と定めるものとする。

※ 上記では、特にインターネット上での流通の促進の要請が大きいと考えられる映画、テレビ番組、音楽につき取り上げたものであるが、他のデジタル・コンテンツについて同様のネット権を定めることを妨げるものではない。他のデジタル・コンテンツについても更に検討を要する。

(3) ネット権の具体的内容

ネット権の権利の具体的内容として、ネット権者は、映画の製作、レコードの録音、放送についての同意を得ている場合には、①インターネット上(のみ)でのデジタル・コンテンツの流通のため、当該デジタル・コンテンツを流通させるため複製、譲渡その他の使用を行う権利、②前掲①の使用を他の者に行わせることを許諾する権利を専有する。

(義務面については、次項を参照。)

※ 映画の製作過程等において同意を得ていたとしても、知れざる権利者が存在する場合(例えば、使用した著作物が他の著作権等を侵害していた場合)があり得るものと考えられるが、この場合につき如何なる手当を行うかの詳細については、例えば、ネット権者の知らない著作権者からの権利行使等による(ネット上での使用についての)差止請求権等の行使を制限すること等が考えられるが、なお検討を要する。

3 収益の公正な配分の義務化

(1) ネット権者の義務

ネット権の付与により、権利の行使が制限されるコンテンツ創作者等の権利者に対して、ネット権者は、本法上の法的義務として、インターネット上でのデジタル・コンテンツの使用により得た収益を、公正に配分しなければならないものとする。これにより、コンテンツ創作者に対して適正な経済的利益が実際にもたらされることが期待される。

(2) 適正対価の確保の手段

適切な対価については、原則として当事者間の協議により決定するものとするが、実務的・具体的なルールとしては、著作権等管理事業者としての JASRAC のような団体を(1つでなく、2つか3つ)複数設け、それらの団体に(かつての JASRAC のように)ガイドラインやルールを作成・提案させることを通じて、各当事者間の意見を調整、集約させるものとするのが考えられる。(なお、対価については、コンテンツ毎ないし流通手段等に従い関係者により十分な議論がなされた上で、実務上何らかの現実的な基準が速やかに立案されることが期待されている。)

4 フェア・ユースの規定化

(1) 合理的な権利制限

インターネット上でのデジタル・コンテンツの利用については、条文上に具体的に状況を定める規定がなくとも、合理的な範囲内で、権利者の権利行使を制限する規定を設ける。すなわち、（現行著作権法 30 条以下のように）個別に規定された条項に該当しない場合でも、使用目的やコンテンツの性格等に鑑み、その使用が公正であるといえる場合（いわゆる「フェア・ユース」＝「公正な使用」の場合）には、適法に使用が可能であることを明記する。これにより、例えば、著作者人格権、実演家人格権を盾にとった不合理な権利侵害主張等に対して、適切に対応することが可能となる。このようなフェア・ユース規定の下においても、肖像権に代表される人格的利益の保護は、合理的な範囲で十分に維持できるものと考えられる。

社会的な必要性に基づく権利行使の制限については、現行著作権法のように限定列挙の形を採るのではなく、必要であれば個別列挙の形式にした上で、それらの具体的な列挙事由に該当しなくとも、「公正な使用」の場合には使用を許容する例外規定を設けることが考えられる。また、インターネットの技術の進歩により、限定列挙の形式では次世代の利用に適さない可能性も存在すると考えられる。

(2) 歴史の教訓

但し、上記のような形でフェア・ユース規定を設けることは、決して権利者の権利を制限することを目的とするものではない点が十分に留意されるべきである。フェア・ユース規定により制限されるのは、あくまで、元来、公益性・社会的必要性により、著作権者等の権利行使が制限される分野であり、フェア・ユース規定は、個別列挙による制度的な欠点を補うために、個別列挙事由に該当しないが公益性等から権利行使の制限をするのが妥当な事由について、法改正をいちいち待たずに、権利行使が制限できることを定めたものに過ぎない。

権利者の権利を適度に制限し、使用者・一般消費者の権利とのバランスを適切に採ることは、ある産業が発展し、それによる利益を権利者、使用者、消費者という当該産業にそれぞれの局面において関与する者皆が享受するためには必要である場合もある。米国のソニー・ベータマックス事件において、最高裁判所がフェア・ユースの理論に基づき著作権侵害を否定した結果、家庭用録画再生機が普及したことにより、原告を含む映画会社は、映画等のビデオ販売という莫大な利益を上げる新規市場を開拓することができ、消費者もその利益を享受できるという「Win-Win」の結果がもたらされたことがその好例である。もし、米国にお

いて当時、フェア・ユース理論がなく、家庭用録画再生機による著作権侵害の主張が認められていたなら、現在、我々の生活がどのようなものであったかを想定するならば、同理論の有効性は容易に理解できるだろう。また、Google の全文キャッシング検索 (Google がサーバー上に web ページをキャッシュとして保管し、これにリンクを貼ることにより、本来のサイトのサーバーが一時的にダウンしたときにも使用することができる検索システム) や、インターネット・アーカイブのように、著作権侵害の可能性が指摘されつつも、現に使用者・一般消費者に多大な便益を与えると認められている仕組み・サービスが続々と誕生していることも参考となるものと考えられる。

Ⅲ ネット法のメリット

デジタル・コンテンツの円滑な流通の要請

民間研究団体、デジタル・コンテンツ法有識者フォーラムが提唱するネット法はコンテンツの創造・保護・活用をインターネット上で実現することを目的とする。

創造分野：パーソナルコンピュータが国内に急速に普及し、2008 年には 1 億台に達する中、利用者は、同時にコンテンツ創造者となる時代に入った。それにもかかわらず、現行著作権法は、基本的には伝統的な著作物を前提とする「プロのための」法律であり、新しく出現した著作権者の創造、特にインターネット上の創造活動に向けたインセンティブとなっていない。

保護分野：我が国は、現状では著作権者の保護が充分でないという大きな問題を抱えている。真面目な利用者が多額のコンテンツ使用料を負担する反面、匿名性の壁で支払わない利用者が多く存在し、権利者が本来、受領すべき対価が支払われていない。少なくともインターネット上におけるコンテンツの使用料を、公正に、安く、あまねく徴収するシステムを早急に構築する必要がある。

活用分野：我が国には残念ながら世界的な IT 事業者が存在しない。このリスクに加え、有力事業者が米国に偏在する (マイクロソフト、ヤフー、グーグル等) という二つのリスクを抱える。日本発の世界的な IT 事業者を育成する環境整備が国家として迫られている。

このような状況を打開するため、政府の「知的財産推進計画 2007」においても「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を 2 年以内に整備する」との方針を打ち出したものと思料する。デジタル・コンテンツ法有識者フォーラムはこの方針に全面的に賛同するものであり、早期実現のために本「ネット法」をとりまとめ公表するものである。

ネット法の実現により、

① 権利者が潤い、消費者が喜び、国富も増える：3者のWin-Win-Win

消費者は自分のパソコン等で、過去の映画やテレビ番組及び新たに制作される音楽や動画のコンテンツ等を、インターネットを通じて検索・購入し、いつでもどこでも楽しむことができる。

ビジネス界は、配信サービスにより利益を上げることができる。配信サービスを行うに当たり、配信により利益を得る業者に対して、そのコンテンツに関与する権利者に公正な対価・使用料の支払いを法律上、義務づけることにより、創作側の**権利者**にとっても大きなメリットがあり、創造へのインセンティブが確保される。

消費者がデジタル・コンテンツを利用し、ビジネス界が利益を上げることができる環境を整備することにより、世界的なIT事業者や関連する産業を育成する土台を形成する（**活用分野**）。また、公正な対価、使用料が確実に支払われる仕組みを整備することにより、著作権者等の保護を促進し（**保護分野**）、コンテンツ創造者の育成を促進することとなる（**創造分野**）。

② 日本文化・産業の発展

ネット法施行によるコンテンツ配信をきっかけに、例えば、あまり知られていなかった過去の名作等を若い世代が知るきっかけとなったり、放映時・配給時には人気がなかったが、配信によって再評価される映画やテレビ番組等も出てくるだろう。インターネットを介することにより、世界中に日本の優れたコンテンツを紹介・発信することにもつながる。

これにより、日本発のコンテンツが世界に広がり、日本文化の普及に貢献するだけでなく、デジタル・コンテンツ産業の更なる発展、関連する通信産業や機器産業の発展を通じ我が国経済の競争力を向上させることとなる。

以上、「権利者が潤い、消費者が喜び、国富も増える政策」として、ネット法整備を緊急提言するものである。

以 上

IV デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム

メンバー (2008年3月現在)

一橋大学大学院教授	相澤 英孝
映画プロデューサー	一瀬 隆重
西村あさひ法律事務所パートナー	岩倉 正和
角川グループホールディングス会長	角川 歴彦
GMO インターネット会長兼社長	熊谷 正寿
キヤノン専務取締役	田中 信義
ジャパン・デジタル・コンテンツ信託	
代表取締役	土井 宏文
政策研究大学院大学学長	八田 達夫 (代表)
シネカノン代表取締役	李 鳳宇
	外1名

(2007年1月29日発足)

提言は下記よりダウンロードできます。

GMO インターネット株式会社 代表取締役会長兼社長

熊谷正寿氏が運営するブログ「クマガイコム」 (URL:<http://www.kumagai.com/>)

ご意見、お問い合わせ等は、フォーラム事務局 info@digitalcontent-forum.com
までお知らせください。

ネット法の構想

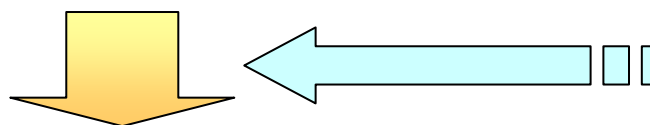
現状と課題

デジタル・コンテンツ配信サービスが日本で普及しない要因

○ 最大の問題：権利処理作業の負担

- ・過去に作成されたテレビ番組等をインターネット上で配信しようとする場合、著作権者・著作隣接権者(原作者、番組制作会社、役者等)から、複製権、公衆送信権ないし送信可能化権、著作者人格権・実演家人格権などについていちいち許諾を取得する必要がある。
- ・画面背景にたまたま写り込んだ人物の肖像権についての取扱いが不明瞭(写り込み問題)。

○違法コピーなど不正使用行為への対策が不十分



デジタル・コンテンツの円滑な流通の実現

- ・デジタル・コンテンツの流通、二次利用の促進
- ・健全なデジタル・コンテンツの取引市場の確保

↓
我が国のコンテンツ・ビジネスの成長、日本経済の発展、日本文化の振興等をもたらす。

ネット法立法化による解決

現状の問題を解決する特別法の制定

1. 「ネット権」の創設

- インターネット上の流通に限定した、デジタル・コンテンツの使用権(「ネット権」)を創設する。
- ネット権は、2.の収益の公正な配分を実現する見地から、その能力を有すると考えられる者のみに付与する。
- ネット権の対象は、現行の著作権法制度の仕組みから余りに乖離しないように、さしあたり、映画、放送、音楽とする。

2. 収益の公正な配分の義務化

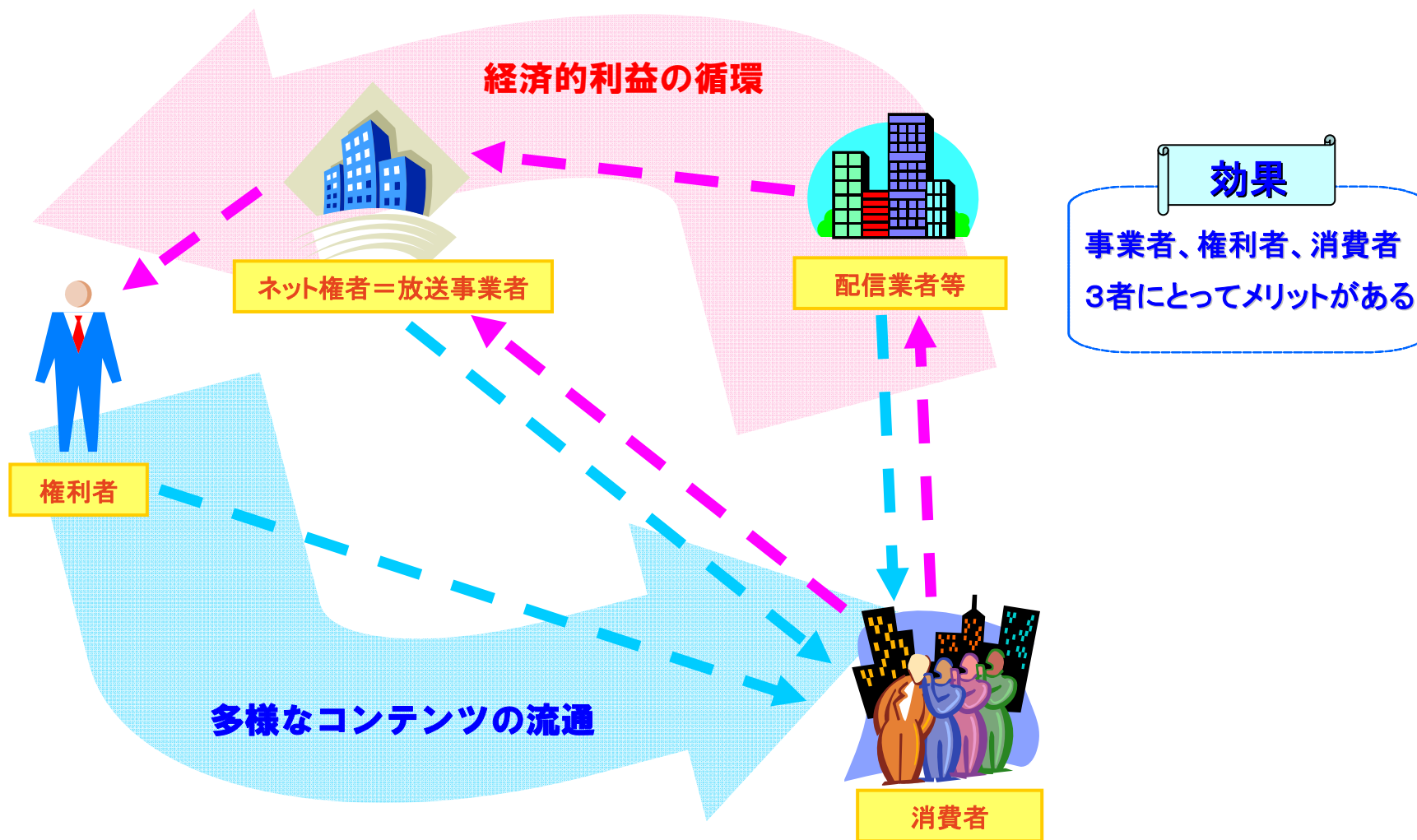
- ネット権を付与された者は、ネット権の創設により権利行使が制限される権利者に対し、公正な利益の配分を義務づける。

3. フェア・ユースの規定化

- インターネット上で流通するデジタル・コンテンツについては、法文に規定された個別の権利制限事由(私的使用など権利者の権利が例外的に制限される場合)に該当しなくとも、「公正な使用(フェア・ユース)」であれば許諾なくして使用可能となる。

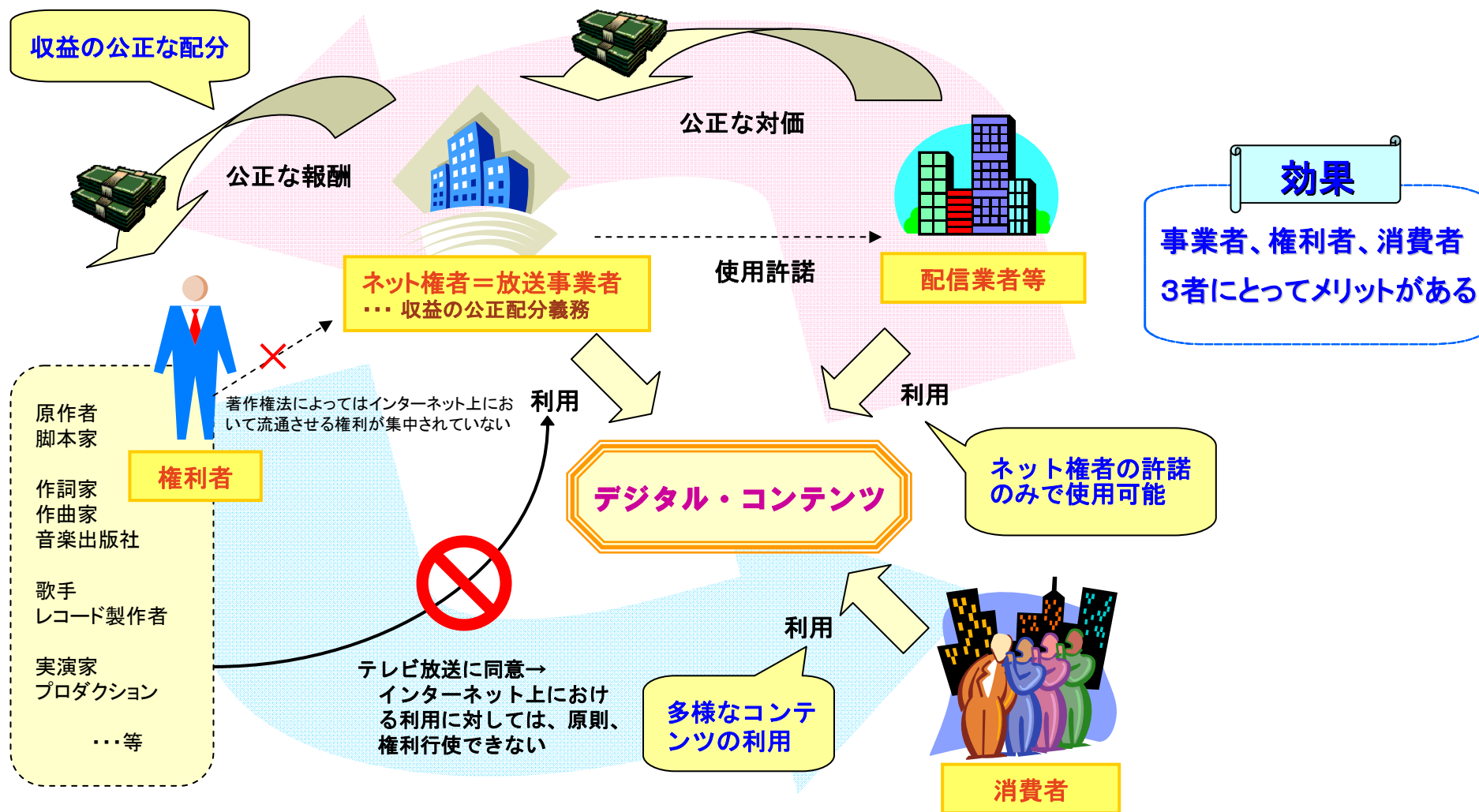
ネット法の構造と効果（イメージ図1:テレビ番組の場合）

※ 専ら放送のために製作されたコンテンツを前提とする。

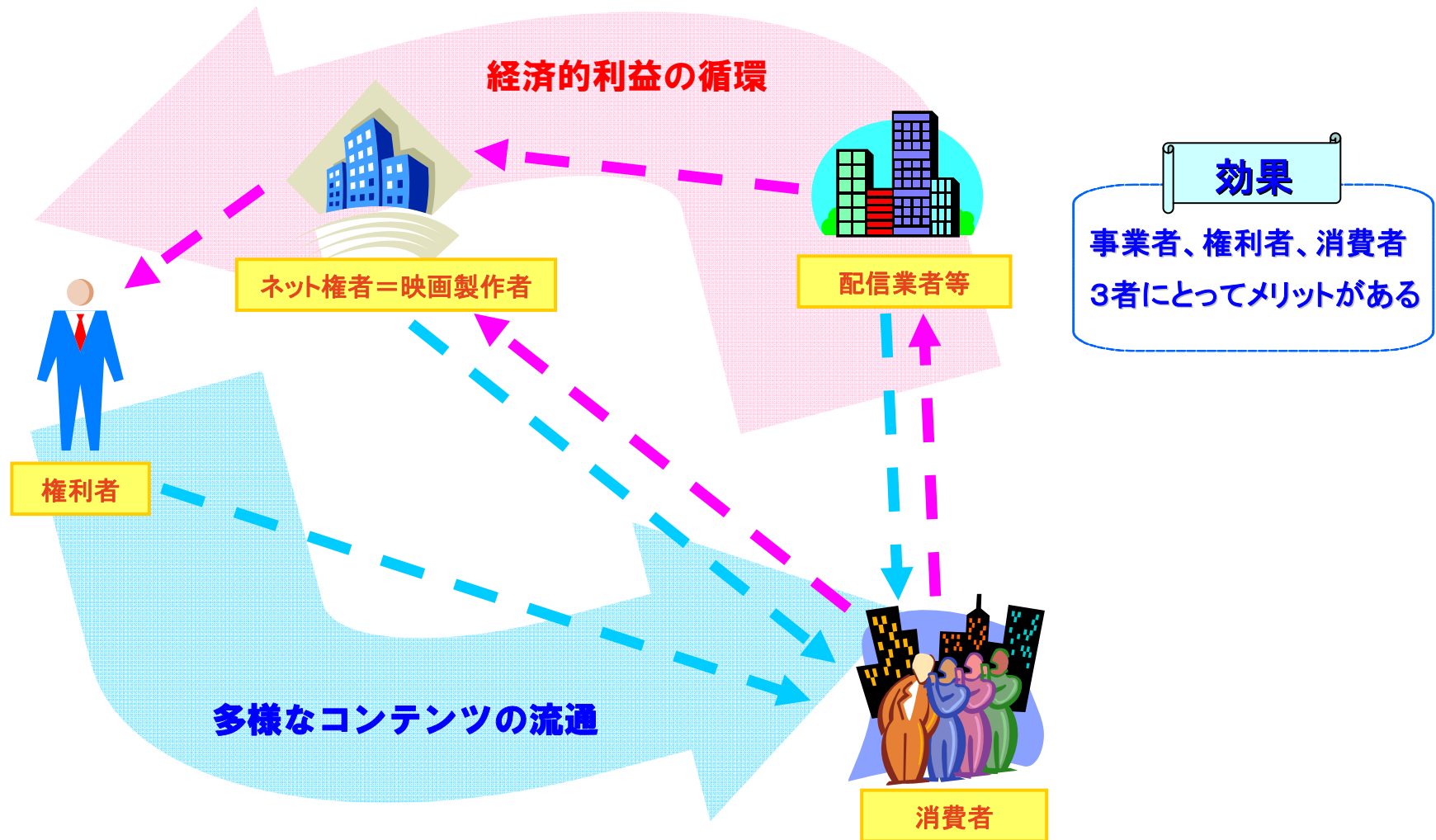


ネット法の構造と効果 (イメージ図1: テレビ番組の場合)

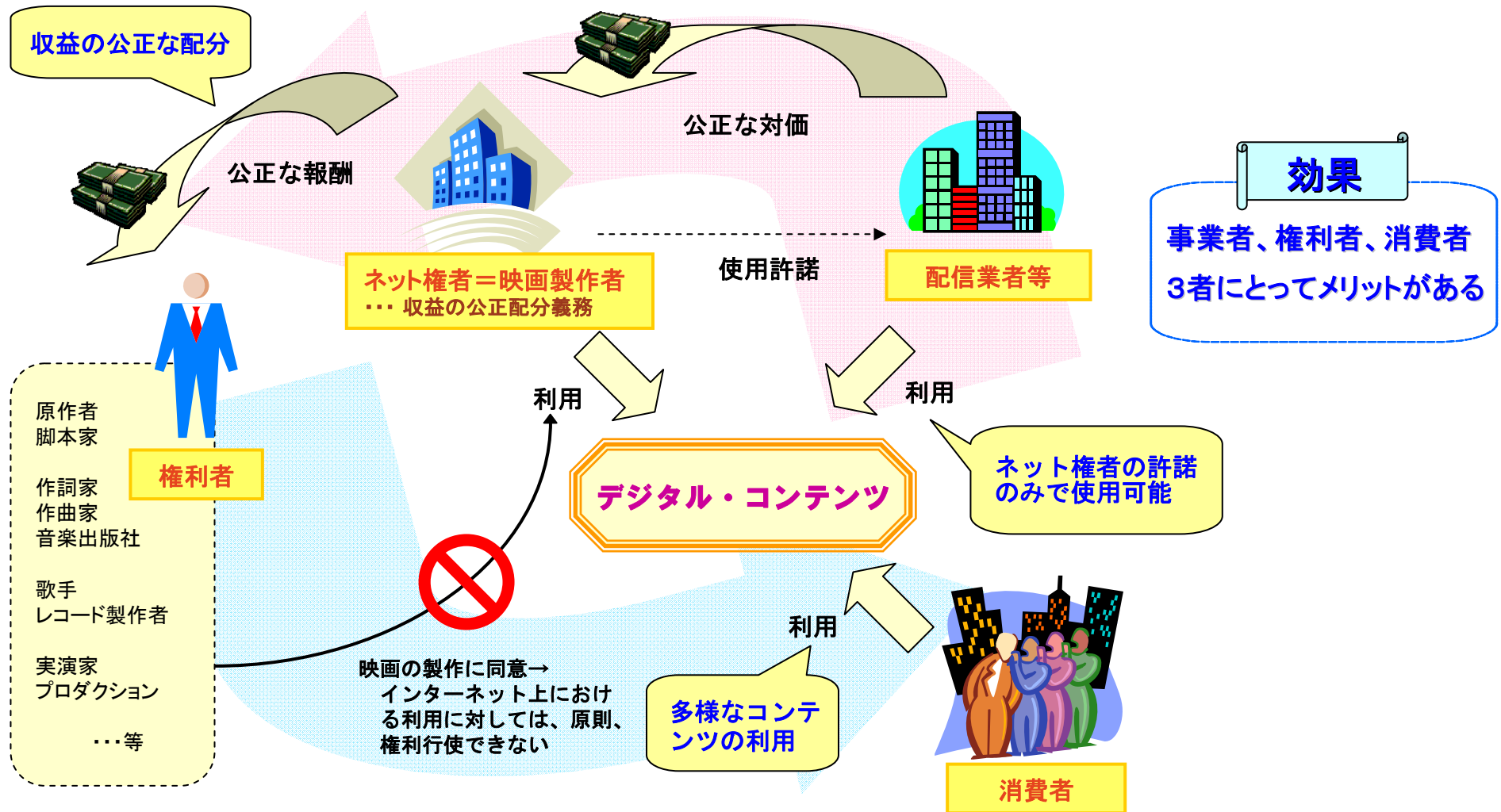
※ 専ら放送のために製作されたコンテンツを前提とする。



ネット法の構造と効果（イメージ図2：映画の場合）



ネット法の構造と効果 (イメージ図2: 映画の場合)



皆様からお寄せいただいたご意見・ご質問への回答**1. ネット法の基本的な考え方に関する点**

Q1. **権利者に無断で二次利用するというのは、文化を冒瀆するものではないか。**

A1.

**<「ゆとり」が文化の発展には必要である>**

100人の権利者がいる作品があるとして、99人が明示的に二次使用に賛同していても、たった一人が明示的に賛同していないばかりに、二次利用できないとするなら、これは99人が望んでいる文化の波及を阻害しているといえるでしょう。

さらに、それは99人の経済的ゆとりをも侵食します。

もちろん、貧困の中で、素晴らしい作品を後世に残した偉大な天才も、ごく少数は存在しますが、文化の創造のためには経済的ゆとりも必要です。

本提言により、コンテンツ産業のパイは格段に大きくなります。ネット権者は、クリエイターなど創作者に対して、公正に収益などを配分する法的義務を負いますので、当然のことながら、創作者への還元も今より確実に増えることが期待できます。

より素晴らしい日本文化を一層、発展させるため、二次利用の促進により、創作者が「ゆとり」を持てるよう環境整備しようというのが本提言の狙いです。

Q2. **権利者の望まない流通がなされることで、創作への意欲が削がれるのではないか。**

A2.

**<現行法下では多くの権利者が望む流通すら実現できない>**

多くのクリエイターにとっては、自分のコンテンツが広く公開され人々の目に触れること、また、対価が支払われることにより収益を得られる方が、せっかく創作したコンテンツが人の目に触れずに対価も支払われないよりも、次の創作への意欲が湧くと考えられます。

しかし、今の著作権法は、大人数が関与する場合に対応できておらず、権利者一人一人全てからの許諾を得ることを前提としています。そのため、権利者の一人から同意が得られないだけでデジタル・コンテンツの配信はできませんし、そのコンテンツを広く公開することもできないのです。

多数の権利者が流通を望んでいるときに、残りの少数の権利者の同意がないために流通させることができないというのであれば、かえって、流通を望む多数の権利者の

創作への意欲を削ぐ結果となるのではないのでしょうか。

このように、権利者全体としてみると、少数の権利者だけの意向を過度に重視しすぎることは、文化の発展のために望ましくないと考えられます。

Q3. デジタル・コンテンツがインターネットで流通すると、流通したコンテンツを違法に配信することを助長することになるのではないか。



A3.

<適法な配信が促進されることは違法配信を減少させるものである>

デジタル・コンテンツのインターネット上における流通はなかなか普及しませんが、その理由の一つとして、違法配信等への対策が不十分であることが挙げられます。（提言 1 頁をご参照下さい。）これに対しては、違法行為に対する刑罰の強化や不正行為を適切に違法なものとするよう法律を適時に改正する等の対応のほか、「違法行為者をより容易に特定する技術の開発」等の技術的対応が考えられます。

これらの対応を積極的に行い、違法配信等を抑止することはもちろん重要ですが、違法配信について考えてみますと、違法配信は、そのコンテンツを見たいというニーズがあるのに、簡単に見られない環境にあるからこそ幅をきかせているのではないのでしょうか。つまり、ニーズがあるのに、適法な配信による入手ができない、あるいは、入手できたとしても非常に割高であるといった事情が、違法配信を助長する大きな要因であると考えられます。

これに対して、あまねくコンテンツを適法に、かつ安く配信できる制度があるとなれば、良識ある消費者はこちらを選ぶでしょう。そうすると、違法配信のニーズは低下しますから、違法配信も減るのではないかと考えられます。違法配信に対する刑罰の強化等の法制度の整備や技術的対応と併せて、適法な配信を促進することにより、違法な配信を行うことや、違法配信を利用することが割に合わない状況とすることは、本提言の目的の1つです。

適法に配信されたデジタル・コンテンツが複製され、違法に配信されるおそれがあることをいくら主張しても現に存在する違法行為がなくなるわけではありません。むしろ、違法配信のおそれを言い訳にしてデジタル・コンテンツのインターネット上における流通を促進することを躊躇しては、インターネットにより国民の皆様が文化を楽しむ機会を失うこととなります。これは、文化の振興のためにも望ましくありません。

適法な配信を促進して、違法配信に対するニーズを低下させ、かつ、インターネットにより文化を楽しむ機会を広く国民の皆様にとっていただく方が文化の振興のため望ましいのではないのでしょうか。

- Q4. 既に弱い地位にあるクリエイターが無断使用に文句を言えない新法は、クリエイター保護の更なる切り下げではないか。クリエイターの保護を強化すべきではないか。



A4.

<クリエイターの地位が弱いのは、社会的・経済的な地位の強弱の問題である>

日本のクリエイターには、今の著作権法により、世界一強いと言われる人格権（中山信弘教授の『著作権法』（有斐閣、2007年）360頁から361頁参照）をはじめとして、もともと非常に強い権利が与えられております。それなのに現在のクリエイターの立場が弱いということであれば、その理由は、クリエイターの多くが社会的・経済的に弱者だからではないでしょうか。すなわち、そのようなクリエイターは、自分たちより社会的・経済的に強い立場にある企業などに対して、自らが有する権利を思うままに行使することができず、その結果、不利な条件下での創作活動を強いられているものと考えられます。

このようにクリエイターが権利を十分に行使できない状況では、単にクリエイターの権利を形だけ強くしたとしても、クリエイターの社会的・経済的地位を改善したことにはなりません。クリエイターの地位向上のためには、収益を公正に配分することで経済的に豊かにする方が効果的でしょう。「ネット法」の枠組みにおいては、「公正な収益の配分」のルール作りにより、低収入に苦しむクリエイターに経済的利益がもたらされることは十分期待できると考えております。そうすれば、クリエイターの創作意欲は増大するでしょうし、結局は文化の発展につながると考えられます。

現状の権利は、いわば「絵に描いたもち」ともいえます。経済的利益の配分を適正化することにより、実態としてのクリエイター保護が可能になるのです。これを目標としているのが「ネット法」です。

- Q5. 旧来のコンテンツの二次利用を促進して、二次利用をする人が増えれば、新しいコンテンツを利用したいというニーズが減ってしまうのではないか。



A5.

<二次利用の促進が一次利用の減退を招くものでは必ずしもない>

人が自分の時間を趣味や娯楽にどのようにどの位使うかに、何か決められた枠があるわけではありません。ですから、旧来のコンテンツを楽しむ時間を増やすと、新しいコンテンツを楽しむ時間が減ってしまうことになるというわけではありません。それどころか、旧来のコンテンツを楽しむことにより、その続編の新作コンテンツを楽

しもうと考える人や、新たな興味が湧き起こされ様々な分野の新作コンテンツに手を伸ばそうと考える人が増えることも考えられます。その結果、二次利用の促進が新しいコンテンツの一次利用をかえって促進することは十分に考えられるのではないのでしょうか。

実際に、例えば、映画等の映像産業では、ビデオカセット、DVD ソフトが普及した過去 30 年間をみても、映画館における国内興行収入は減っておりません。ビデオや DVD による二次利用は、一次利用による興行収入を減らすことなく、むしろ映像コンテンツ全体へのニーズを広げてきたという歴史的経緯があります。

このように、旧来のコンテンツの二次利用を円滑にすることは一次利用の促進にもつながりますし、文化全体の発展の助けになると考えられます。

Q6. 従前の権利者の権利を奪う提案であり、権利者の同意が得られないのではないか。



A6.

<提言の趣旨を十分ご理解いただければ、権利者サイドも賛同されると考える>

既に述べたとおり、本フォーラムでは、従前、権利者の強すぎる権利のために阻害されていたデジタル・コンテンツのインターネット上での流通を、ネット法を立法化して促進することにより、権利者全てに経済的利益が行き届き、また、文化の振興・発展にも資するものと考えております。事業者や消費者のみならず、権利者にも多大な利益をもたらすものであることをご理解いただければ、権利者の同意も得られるものと認識しております。

もちろん、法律化にあたっては、権利者はもとより、配信事業者や消費者等の利害関係者からのご意見を踏まえて更に検討することが重要と考えており、今後、議論が活性化し、忌憚のない意見交換が行われることを期待しております。

2. 立法による解決に関する点

Q7. 現行法のもとでも権利者の許諾があれば流通をさせることができるのに、立法を行う必要はあるのか。



A7.

<インターネット上でのコンテンツ流通を阻む最大の原因は権利処理作業の負担である>

現行法の下では、例えば過去に制作された映画やテレビ番組をインターネット等で配信しようとする場合には、そのコンテンツに関わる全ての著作権者等から、使用の

許諾を得ることが原則として必要となります。この許諾を得ずにコンテンツの配信を行えば、著作権等の侵害として、民事上の損害賠償請求、差止請求の対象となるだけでなく、刑事罰まで科される可能性があるからです。しかしながら、この権利処理作業は非常に煩雑で、費用もかさむばかりでなく、権利者全員から許諾が得られるという保証は全くありません。（提言1頁をご参照下さい。）

このように、権利者の許諾を得ることが実質的に困難であり、そのためにデジタル・コンテンツのインターネット上での流通が阻害されている状況を打開することが、「ネット法」を提言する最大の目的であります。

- Q8.

問題解決のためには、新法の立法ではなく、著作権法の改正によるべきではないか。
現行著作権法は既に時代に即したものでなくなっており、著作者人格権や著作隣接権等の強すぎる権利を報酬請求権化する等、抜本的な改革が必要ではないか。



A8.

＜著作権法の改正だけでは問題解決には不十分＞

既に多くの指摘がなされているように、現行の著作権法制度は、コンテンツのインターネット上での流通という観点からは明らかに不適当な内容を含むものですが、現行著作権法の対象には、専らインターネット上を流通するデジタル・コンテンツのみならず、出版物やCDのような伝統的な流通形態によって流通する著作物も含まれており、伝統的な著作物についてこれまで築かれてきた既存の取引秩序についてまで変更を加えるには、なお慎重な議論が必要ではないかと考えております。

さらに、デジタル・コンテンツに関する権利は著作権法上の権利に限られず、商標権や意匠権、また、法律上明文の定めのない肖像権やパブリシティ権等も関係するものであり、著作権法のみでの改正によって対応できるものではありません。（本提言2頁をご覧ください。）

また、情報に対する権利を物権的に取り扱う著作権法のパラダイム自体に問題があり、その限界が指摘されていることは認識しておりますが、著作権法の抜本的改正についてはこれまでも議論が積み重ねられておりますが、目立った成果は未だ見られない状況です。現状、特にインターネット上における流通の促進が、国家レベルでの急務であり、我が国の産業・文化の発展の見地から一刻の猶予もないとの危機意識から、インターネット上における流通に特化して立法すべきとする今回の提言に至った次第であります。

Q9. 条約違反ではないのか。



A9.

<条約違反には該当しない>

「ネット法」は、従前の著作権法の規律の一部を、インターネット上におけるデジタル・コンテンツの流通については適用しないとする内容を含むものですので、その意味で著作権等について定めたベルヌ条約、世界知的所有権機関（WIPO）の条約等との関係が一応問題となります。もっとも、国際条約は、本来、各国が最小限共有すべき基盤を提供するものに過ぎず、加盟国はその基盤のもとで自由に自国の法制度を整備することができるものと考えられております。「ネット法」は、従来、我が国の著作権法が条約に上乘せして行っていた規律を、インターネット上でのデジタル・コンテンツの流通に限り、より柔軟なものとするものに過ぎず、国際条約違反にはあたらないよう立法できるものと考えております。

Q10. 新しい法律を作ることは、著作権法との二重規制になり、規制強化につながるのではないのか。



A10.

<特別法として立法するため、二重規制ではない>

「ネット法」は、（著作権法だけでなく）関係する全ての法律の特別法として立法することを考えております。そのため、その他の法律関係には何ら影響を及ぼさないことから、インターネットによらない著作物等の流通のような既存の伝統的な著作物の取扱い等については従前の取扱いと変わりはなく、他方、ネット法が適用されるデジタル・コンテンツのインターネット上の流通については、著作権法その他の法律の適用は排除されることとなり、二重規制の問題は生じないものと考えております。（提言 2 頁をご参照下さい。）

このように、「ネット法」によっては二重規制の問題は生じず、したがって、規制が複雑になることも、また、インターネット上におけるデジタル・コンテンツの流通を阻害することもないものと考えております。

Q11. 日本においても既に「ニコニコ動画」等のサービスが始まっている。新法を作らなくとも、このようなサービスは今後勃興するのではないか。



A11.

<日本発の世界的な IT 事業者の育成のためには「ネット法」が必要である>

既に述べたとおり、日本の著作権法上、著作権等の侵害は、民事上の損害賠償請求、差止請求の対象となるだけでなく、刑事罰の対象ともされております。我が国では、米国のデジタルミレニアム著作権法上のノーティス・アンド・テイクダウン制度のように、著作権の侵害が生じた場合に事後的に対処する法制度も整備されておられません。このような状況下で、刑事罰のリスクを冒してまで、コンテンツサービスに乗り出すことは、大多数の事業者にとっては事実上不可能と思われれます。他方で、権利処理作業の負担の問題から、全ての権利者から許諾を得ることも極めて困難な状況にあります。現に、インターネット上のサービスは、Google、YouTube をはじめとして、米国発のものが中心となっており、中国の百度等がこれに追随しているものの、日本発のサービスの成長は思わしくありません。

本フォーラムとしては、このような閉塞的な状況を打破しなくては、国外で続々勃興しているような世界的な IT 事業者が我が国において育成されることは期待できないと考えており、そのためには「ネット法」が必要だと考えております。

3. 「ネット権」の創設に関する点

Q12. 「ネット法」では、映画製作者、放送事業者、レコード製作者といったコンテンツの流通業者にネット権を付与しているが、これは従前のコンテンツの流通形態においてこれらの事業者が有していた既得権益を守る目的なのではないか。



A12.

<映画製作者、放送事業者、レコード製作者の既得権益を守る目的ではない>

多くの関係者が創作に関与したコンテンツを流通させるにあたって、流通により効率的に利益を得ること、得られた収益をこれらの多数の者に配分することが重要な問題となります。本提言では、現にコンテンツをインターネット上で流通させたときに得られた収益を公正に配分することができる主体として、映画製作者、放送事業者、レコード製作者をネット権者としたものです。

これらの事業者は、収益の公正な配分を行う法的義務を負うこととなるのであり、単にコンテンツをインターネット上で流通させる権利のみを得るものではなく、これ

らの事業者の既得権益を守るものではありません。

- Q13. インターネットを通じてのコンテンツの配信では、流通業者を介在させずとも、クリエイターが直接消費者に配信することができ、既にインターネット上で自らの作品を公開しているクリエイターも多数存在する。一部の事業者だけにネット権を付与することは、このような流通形態の発達を阻むことになるのではないか。



A13.

<小規模なネットクリエイターのためにも「ネット法」が必要である>

現実的な問題として、小規模なクリエイターは自ら創作したコンテンツを消費者にアピールする機会が少なく、消費者としてもこのような無名のコンテンツにアクセスする方法が乏しいという現状が存在します。さらに、コンテンツの配信により利益を上げようとする場合には、コピー防止のための技術的措置や、課金システムの構築等が必要になりますが、小規模なクリエイターにその資力はありません。

これらの課題につき、各クリエイターが個別に対応するのは現実的ではなく、インターネット上でのコンテンツの流通を管理する配信事業者の存在は欠かせないものと考えられます。このような配信事業者を育成するためには、まずはインターネット上でのコンテンツの流通を促進する必要があり、その結果として配信事業者が育成されれば、小規模なクリエイターが自らのコンテンツを世に広め、消費者に直接配信する機会も増大するものと考えております。

- Q14. 映画製作者、放送事業者、レコード製作者がインターネット上でのデジタル・コンテンツ流通のための権利を独占すれば、他の者の合理的な使用をも妨げる結果となり、流通促進を阻害することになるのではないか。また、他の権利者の利益が守られないおそれもあるのではないか。



A14.

<ネット権者の恣意的な権利行使を認めるものではない>

本フォーラムとしても、当然のこととして、ネット権者にインターネット上でのデジタル・コンテンツ流通のための使用权・許諾権を付与するとしても、ネット権者の恣意的な権利行使は許すべきではないと考えております。公正な許諾がなされることを担保するための手当として、例えば、(著作権等管理事業法 16 条等を参考にし) 合理的な条件での使用の申込に対しては、ネット権者はその使用を許諾しなければならない等と法律上定めることもあり得るものと考えておりますが、具体的な手段

については今後さらに検討が必要であると考えております。

また、「ネット法」においては、ネット権者に対し、他の権利者に対して収益の公正な配分を行う義務を課すことにより、他の権利者との関係で、ネット権者への権利集中の弊害が生じないように配慮しており、他の権利者の経済的利益を害することはこの義務に反するものと考えております。他方で、経済的利益以外の権利者の利益（例えば、実演家が駆け出しの頃の映像を使われたくないといった要請）の保護については更に検討を行う必要があると考えておりますが、ネット権者においても、権利者においても、濫用的な権利行使については制限するようなルールを設けることが望ましいと考えております。

Q15. インターネット上での流通が問題となるのは、映画、テレビ番組、音楽のコンテンツに限られず、例えば、学术论文や学習教材等のコンテンツについても問題があるのではないか。



A15.

<対象コンテンツを映画、テレビ番組、音楽のコンテンツに限定する趣旨ではない>

今回の提言で映画、テレビ番組、音楽のコンテンツを取り上げたのは、特にコンテンツ産業という観点からその流通を促進することが重要であると一般的に認識されている（いわば典型的な）ものが上記の3つのコンテンツであると考えたからです。それ以外のコンテンツについても対象とすることを妨げる趣旨ではなく、ネット権の対象とするコンテンツの範囲については今後さらに検討すべきものと考えております。

（提言4頁をご参照下さい。）

Q16. ネット権者の範囲はどのように画定するのか。例えば、「放送事業者」のうち、ネット権を有するのは最初に放送を行った事業者だけなのか、再放送を行った事業者等も含まれるのか。また、「インターネット」等の概念についてもどのように画定するのか。



A16.

<ネット権者の具体的範囲については今後さらに検討する>

ネット権者の範囲については、法律により定めることを考えておりますが、その具体的な範囲については、権利処理の簡易化という「ネット法」の趣旨を達成できる範囲内で、多くの方からの意見を踏まえ、さらに検討を要するものと考えております。

「インターネット上における流通」といったときの「インターネット」という概念

についても同様に、さらに検討を要するものと考えております。今後の技術の発展にも対応できるよう、適切に画定できればと考えております。

4. 公正な収益の配分、フェア・ユースに関する点

Q17. 公正な収益の配分というが、どのように実現するのか。



A17.

＜公正な収益の配分はネット権者の法的義務である＞

「ネット法」の構想では、ネット権者に公正な収益の配分を法的に義務づけることを考えております。その上で、（例えば、ネット権者が販促目的で無料でコンテンツの配信を行う場合等に、何をもって「収益」とするかも含め）具体的な収益の配分のルールについては、基本的には当事者間の協議に委ねられるべきと考えております。ここで、「ネット法」が立法化されれば、議論の前提として、ネット権者がインターネット上で流通させるためのコンテンツの使用権を有し、現に法律上は流通をさせることができるという状況となり、従前よりも交渉が促進されることが期待できるものと考えております。

このような状況のもと、収益の配分ルールについては、関係者が智恵を絞って、議論を進めていただければと願っております。

Q18. フェア・ユース規定を導入するというが、現行著作権法において既に多くの権利制限事由が列挙されており、不要ではないか。具体的にはどのような定めを置くのか。



A18.

＜フェア・ユース規定の具体的内容＞

フェア・ユース規定を導入することを提言している理由は、従来の著作権法のように、権利制限を制限列挙し、それ以外の権利制限事由を認めないのでは、将来的に権利制限をすべき場合が新たに生じた場合に立法を待たなければ解決できず、特にインターネットやデジタル・コンテンツといった技術的進歩が極めて速いものについては妥当な対応が困難となることにあります。（提言5頁及び6頁をご参照下さい。）

具体的な判断基準等についてはなお検討を要するものと考えておりますが、現時点では、柔軟な解決を可能とするため、法律上は細かく規定することは避け、最終的には裁判所により判断がなされることを想定しております。

5. その他の点

Q19. 今後、実現に向けどのように動くのか。



A19.

<本提言により、各界の議論が高まることを期待>

立法にあたっては、政府が取り上げる方法（内閣提出法案）と、議員提案による立法とが考えられます。当フォーラムとしては、議員立法を関係議員に働きかけることも考えております。

Q20. 財産権の侵害に当たるのではないか。



A20.

<財産権との関係>

財産権は当然、尊重すべきものです。ただ、その権利範囲は、その時代の公益に資するという観点から、法律により規定されるべきものだと考えます。（憲法における基本的人権に対する公共の福祉からの内在的制約や、著作権法第1条の規定も同様です。）

コンテンツを巡る現在の時代環境を考えますと、ネット法により、一部権利制限がなされるとお感じなる方もおられるかも知れませんが、その一方で、100人いる権利者のなかで、たった1人の権利者が見つからないという理由だけで、配信されていない多くのコンテンツもございます。このような観点から、ネット法をご評価いただければと考えます。

以上